

奈良県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年七月二日かかるが溜池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和七年七月十一日

奈良県知事 山下 真